京都木の家ネットワークの皆様

【新型コロナウイルス感染症による影響に対する政府支援策のご案内～**持続化給付金**～】

持続化給付金は令和2年度補正予算の成立が前提となる支援制度です。
4月27日の国会に提出され、その後成立の予定であることから、今後、内容の一部または大部分が変更となる可能性がある点、予めご了承ください。
また本資料は経済産業省発表の「持続化給付金に関するお知らせ」(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf)等の内容を転載してご紹介するものであり、資料の内容及び給付金の給付を保証するものではなく、弊会による申請サポート等をお約束するものでもありませんので、予めご了承下さい。

1．持続化給付金について

■ 持続化給付金とは

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆さまに対して、事業全般に広く使える資金を給付する制度

■ 給付額

- 法人：２００万円、個人事業主：１００万円（※下記３．参照）

■ 支給対象

- 資本金１０億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者（フリーランス含む）の内、感染症の影響により売上が前年同月比▲50%以上減少している事業者の方。
- 会社以外の法人についても対象となります。

2．想定される活用事例

「大切な従業員の皆さまへの給与の支払い」
政府支援策により受ける事が出来る融資を使用し、大切な従業員の皆さまの生活を守ることが出来ます。

「仕入先さまへの仕入れ代金のお支払」
仕入先さまへの代金のお支払資金にご活用頂くことで貴社の信用を守るだけではなく、仕入先さまの資金繰り維持に繋げることが出来ます。

「工場や事務所の水光熱費等の固定費のお支払」
事業継続に必要となる固定費の支払いにご活用頂けます。

上記以外にも、**事業全般に広く使える事**を目的とした給付金です。

3．持続化給付金額について

■ 持続化給付金の給付額は下記の基準で決定されます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

① 法人：200万円 個人事業者：100万円
② （前年の総売上（事業収入））－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）
※ 2020年1月から2020年12月の内、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方が選択します。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

■ 給付金の支給額の決定方法

① ＞ ②の場合の支給額：**②の金額**
① ＜ ②の場合の支給額：**①の金額**

4．申請方法について

■ 申請方法

- Web上での電子申請が基本となります。

■ 申請に必要な情報

□ 法人

- 住所、口座番号（通帳写し）、法人番号、2019年確定申告書類控え、減収月の事業収入額を示した帳簿等

□ 個人事業者

- 住所、口座番号（通帳写し）、本人確認書類、2019年の確定申告書類控え、減収月の事業収入額を示した帳簿等

■ 申請・給付時期

- 補正予算成立後、1週間程度で申請受付の開始が予定されています。
- 電子申請の場合、申請後2週間程度での給付が想定されているとの事です。

5．問い合わせ先

中小企業 金融・給付金相談窓口

電話番号：0570-783183
平日・休日 9：00～17：00

担当

京都木の家ネットワーク事務局

電話番号：075-255-3650
平日　9：00～17：00